

議案第4号

審議会の運営体制について

枚方市都市景観審議会運営要領(案)

平成 年 月 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、枚方市附属機関条例第 1 条の規定に基づいて設置した枚方市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(分野別委員の指名)

第 2 条 審議会の会長は、諮問事項につき審議会における審議を円滑に行うための執行機関との調整を図るため、担当事務に関する分野において分野別委員を指名する。

2 分野別委員に事故があるとき又は分野別委員が欠けたときは、会長が指名により定めることができる。

(会長及び副会長への報告)

第 3 条 分野別委員は、前条による指名に基づいて執行機関との調整を行った場合は、会長及び副会長に調整内容を報告するものとする。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、都市整備部都市整備推進室において処理する。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。

諮問事項 ()

| 分 野 | 委 員 |
|----------|-----|
| 環 境 デザイン | |
| 居 住 環 境 | |
| 緑 地 環 境 | |
| 歴 史 文 化 | |

都市景観審議会の運営体制

都市景観基本計画の改訂作業を進めていくにあたり、市民等から広く意見を聞くため、市民・事業者が参画する景観懇話会を立ち上げる。また、景観懇話会のスムーズな運営を図るため、都市景観審議会から選出した委員をオブザーバーとして派遣する。

組織図

